



吉田労務管理センター

**事務所だよい**

Vol.220

2022年9月9日

TEL 082-227-3331 FAX 082-227-3453 〒730-0005 広島市中区西白島町 17-18

労働保険事務組合 鯉城経営者協会

ホームページ <http://www.yoshidaroumu.com> E-mail [yr@yoshidaroumu.com](mailto:yr@yoshidaroumu.com)

令和4年10月1日より

## 広島県最低賃金が改正されます

1時間当たり 31円上がります。お気を付け下さい！

令和4年9月30日まで

令和4年10月1日より

時間額 899円



時間額 930円

広島県の最低賃金は、広島県内で働くすべての労働者に適用されます

最低賃金に参入しない賃金

- ①精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- ②時間外、休日および深夜の割増賃金
- ③臨時に支払われる賃金及び1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金

## 労働保険事務組合 鯉城経営者協会からのお知らせ

労働保険は労災保険と雇用保険の総称で、働く人が労働災害や失業といった不測の事故に遭ったとき必要な保険給付を行うなど、職場の皆さんのが安心して働くように作られた保険制度です。

正社員、パート、アルバイトなど労働者を1人でも雇用する事業主はすべて加入が義務付けられていますが、国の「労働保険未手続事業一掃対策」により、再三の加入勧奨を行っても労働保険に加入しない事業主は、職権による強制加入手続きが行われることがあります。また、労災事故が未加入中に発生して労災給付が行われた場合、労働保険料をさかのぼって納めるほかに、労災給付に要した費用についても徴収されることになります。

まだ手続きをされていない事業主の方は、早急に手続きが必要です。

**ひとりでも労働者を雇ったら、  
労働保険に入る義務があります！**

※今号の詳細については、当事務所の担当者までお問い合わせください。

# 令和4年11月までの雇用調整助成金の特例措置等について

特例措置が11月30日まで延長されます！

## 特例措置の内容

判定基礎期間の初日		令和4年7～9月	令和4年10～11月
中小企業	原則的な措置	4/5 (9/10) 9,000円	<b>4/5 (9/10) 8,355円</b>
	*1業況特例 (全国)	4/5 (10/10) 15,000円	<b>4/5 (10/10) 12,000円</b>
	*2地域に係る特例		

(注) 金額は1人1日当たりの金額、括弧書きの助成率は解雇を行わない場合

## ▲ 業況の確認

判定基礎期間の初日が令和4年4月以降の休業等について申請を行う場合は、業況特例の対象となることについて、毎月業況の確認を行いますので、売上等の書類の提出が必要です。

## 被保険者が常時101人以上の企業は

**短時間労働者も社会保険適用対象となります！**

令和4年10月1日から、①～④の全ての要件に該当する短時間労働者も厚生年金保険・健康保険の適用対象となります。

※勤務時間・勤務日数が常時雇用者の4分の3未満（週所定労働時間が40時間の場合）

① 週の所定労働時間が20時間以上であること

契約上の所定労働時間であり、臨時に生じた残業時間は含みません。

\*契約上20時間に満たない場合でも、実労働時間が2ヶ月連續で週20時間以上となり、なお引き続くと見込まれる場合は、3ヶ月目から保険加入となります

② 2ヶ月を超える雇用が見込まれること

③ 賃金の月額が8.8万円以上であること

基本給及び諸手当を指します。ただし残業代・賞与・臨時的な賃金等は含みません。

含まれ  
ない例

- 1ヶ月を超える期間ごとに含まれる賃金（賞与等）
- 時間外労働、休日労働及び深夜労働に対して支払われる賃金（割増賃金等）
- 最低賃金に算入しないことが定められた賃金（精皆勤手当、通勤及び家族手当）

④ 学生でないこと

\*休学中や夜間学生は加入対象です。